

開國起原

リ伊  
2110  
33



U5  
2110  
33



開國起原卷三十二

外國人居留地之制上

長崎出崎儀之付中上外書付

荒尾石見守

川村對馬守

出崎出崎儀之付中上外書付  
長崎志その他日記見合并出島乙名此右外書付

以取調之事實永十成年有密人市中之住居  
 改一邪宗門取締不實有市中之難此海中  
 出密之葉密人居住為政之始 信出有舟  
 地町人共二十五人中合自無事以海中葉出  
 花之造密人之貨渡宿代之用政之預之通  
 免同十三年夢請成就密人住居為政右代八  
 十廿月花一取立町人二十五人政配分同十五寅年  
 之三十年右之通之五年冬之寅春迄此系  
 蜂起之有之引續密人不殊歸示之 仰付出  
 室明而後右年同十八壬年市戶之阿葉密人

海舟書屋

長壽寺之移住居為政者貨銀五十五月宛阿  
 葉院人之一年之實出右二十五人之町人共政之用  
 義出町者同取有之外市中同取地子銀右町人之  
 右納之義之產之然之市之然之通之夢請  
 不町人持和葉持書之町有之町有出書之町  
 町之右之町之熱構之堀大門水門構之基之  
 町之夢請之出本之後修復等町人之預之依之市  
 法淨銀之中付之趣之町之町之後書之向之各部  
 屆通詞部而書之同取之町之町之依之町  
 葉院自夢請場所之儀何味之極之町之町之

其調也、其基之在分中、為二、不和黨持之儀  
 之回、不知名、持傳之、年曆、不知古圖、唱、以、繪  
 是、以、和、蘭、持、之、題、有、之、以、年、古、以、保、之、在  
 見、中、以、之、余、持、荷、荷、之、不、蘭、人、持、在、有、願、立、以  
 漸、交、解、之、退、之、入、用、之、在、之、黨、人、才、之、取、建、以  
 昔、天、保、五、年、年、十、一、月、一、日、極、密、回、不、本、通、東、以、之  
 有、之、在、町、人、持、本、二、不、不、回、以、解、之、退、之、入、用、之  
 其、前、回、換、之、昔、回、六、未、年、十、一、月、一、日、極、密、回、不、本、通、東、以、之  
 之、之、之、黨、人、持、之、在、之、及、大、破、之、有、回、八、西、年、十  
 二、月、解、之、由、且、當、時、之、外、科、部、屋、黨、人、持、在、殿、之

海舟書屋

日、何、以、儀、之、其、基、之、在、分、中、為、二、不和黨持之儀  
 回、所、之、實、政、十、年、年、燒、失、之、之、變、革、有、之、其、後、日、前  
 書、之、通、也、之、突、變、革、有、之、之、之、黨、人、持、在、殿、之  
 之、極、通、密、時、也、右、町、人、也、之、用、仕、以、之、變、革、有、之、之、在、之  
 家、貨、銀、之、居、在、之、以、之、對、談、之、付、之、也、加、以、中、之、以  
 之、尤、今、之、之、取、極、持、其、其、是、也、之、通、也、之、以、之、其、前  
 中、之、之、其、書、之、也、以、之、仰、濟、之、也、以、之、其、通、也、之  
 調、兼、繪、畫、之、枚、右、流、以、以、中、上、里、之、度

卯十二月（安政二年）

案出島坪數三千九百六拾九坪、以、家、貨、銀、部、拾  
 七、貫、五、百、目、以、金、三、百、九、拾、二、兩、餘、百、坪、二、付、之、兩、程

神奈川表各國の居留場及び領有地圖書付

神奈川表

今六日木村圖書一同當地居留の三ヶ國コンシエル并  
商民共居留の地不見分の上場不おのり談當お  
りひきまに神奈川探師町諏訪社より西子安村市  
右側の居留地迄は九二十町程の場所惣体各國探借  
地と認め居る中其地は悉く右場不の内に同居留  
場并旅籠の居留地と外町人共亦並建連に

海舟書屋

右を取拂ひしを以て用通り諸家と未勘交伐を始  
人馬強之方を勿論休泊等も其地を越中論之餘  
松平隠岐等舊場地等も有る彼等とは難但昔精  
及論判右舊場地の東半の方地續釋多町あり  
其間右町を除く外は以て其地貸渡り此等又其  
之等中談多故其何分承伏不仕り此等も最前  
中其等通りて其等も其地難義多其等遮り中其等二付  
種々并論の上隠岐等舊場地の西半の方を其對  
之土地所住居向ても貸渡り者有る右等旅人休  
泊等も其地を以て其等先右等舊場地續釋多町

より東へ方々市街の西側地へ  
此の場を借るに論議後任  
人並に増え右様所引移  
書面認給るに及運交を  
可く急速に沙汰を申す  
此紙書付は地不極可  
海舟書屋

中談別紙絵面并彼方  
添奉伺以上

未八月

水野筑後守

加藤孝岐守

三ヶ國コンシエルの可  
頼利太泥五

ホルトトイスル

神奈川港各國コンシエ  
松平隠岐守番坊續程多  
方西

子安村市右當の屋敷地とて場不海とて片側一  
町二住居改一町又多々右意坊地より西の方ハ  
住居地不世貸渡りの有る旅人休泊屋又多々分  
を借請る積り多稜多町之御も其許方多望之  
兼有之るを談索之上取拂可改有右之豆墨  
利加和業コンシユル也一同立合之上取極る条如件

安政六年八月

水野筑後守

加藤孝時守

海舟書屋

豆墨利加コンシユル

トール

和業コンシユル

ホルスブルック

前同文言

見

伺へ通可取計事

萬延元年庚申八月十五日(西曆千八百六十年第

九月二十九日)調印

長崎地所規則

第一 地所を借る法の事

借地多し外國人の爲定め場所の内は地面  
を借るんと希ふ者は先書面を以て表す其  
コンシエル又はコンシエル手代へ願立へ一併若コンシエル  
を置りし時と和親國のコンシエルへ願出る一尤  
其時の地面の在所並境界を成丈委細に記載し  
願出へ一而してコンシエル又はコンシエル手代より右地不

海舟書屋

に先約其外の差支多し歟と地所役人並外コンシエルへ  
問合する一若右指の差支起り雙方借地人混合  
其節を最初願出者へ相應る時日を免し借入の  
手数を着せしむ一若其時日の中手数なき時は右  
地所借入の儀は次に願出者へ譲る一尤延引  
の譯多餘儀事には先づ先づの者へ譲る一若勿  
論延引に及ひしは次に譲る一其事

第二 地面配分の事

地面は實小居住者のみ貸與之有名無実の  
者へは貸渡さるべき依り地面借入は地券の日



限より六箇月内に建物跡すへ一其儀を怠る  
る右地券を取上るへ且建物の儀を海岸附の  
地面は百坪より付百五十トルル裏手の地所は百坪を  
付五十トルル以下の建物致さへかゝる

第三 地所と借入落着並地券の事

前條之通第一の地所預人極り上コンシユル手記調  
印の書面を預人より地所役人へ渡さるへ地所  
役人より遷延其者一同を場所へ赴き地面の坪  
數を量るへ

上役へ差出さるへ則ち上役は其坪數並境界を  
記載し三枚の請取書に翻譯を添へ借入へ  
遣さるへ借入より右請取書の内二枚をコンシユル  
へ相渡コンシユルは其内一枚を奉切へ差出さるへ且  
奉切より別紙談判端の通三通の地券を出  
し内一通を奉切所へ預り一通をコンシユル預り又  
一通を借入へ渡さるへ併し奉切所より其地の坪數  
并境界を記載し外コンシユルへ右地券を出さるへ  
を通達するへ

第四 境界に石標を設ふ事

地面借受の節コンシユルより差出たるは役人地所  
掛役人又其地不掛役人の代人並借主の面前にて  
地所の番物を彫付たる境界石を据付し一尤右  
石標も道路并他の境界に不差障掃ふ為一又  
後日争論不起振可致置事

第五 市街道路暗渠波戸場の事

市街道路の儀と一般の公用に付借地の限内に不可組  
込諸般事故故障掃改一置置  
新地所借受より其邊へ市街道路並波戸場取設  
の用意取置し置事

土地と日本政府の所有あるも市街道路並波戸  
場共常に日本政府より之を整齊し溝渠必用の  
節之を作り是か為借主より運上せし置事

第六 地代を納むる期限の事

都多外國人居留地内より貸渡たる地不の地代ハ毎  
年日本十二月十日に來年分の前納可致事  
奉仍き諸コンシユルハ右期日より十日前何月何日何  
所誰に地代可取納取着お知コンシユルも其儀を借  
主共へ達し可中事地代受取方を任せしは「役  
人」三枚の取取書を作り之を翻譯を添へ一枚

事初所に預り一枚とコンシユル所は預り一枚と借  
主より渡す。借主若定りに地代を納む事をも  
急ぎ附の事切所よりそ者を支配し得コンシユル  
へ其趣をお達す。コンシユルも其者早速納  
銀政へも招急度取計可申事。

第七 地面譲渡の事

地所の儀も其證書に名前有る者もそ住居  
常に規定より従く之をも所持假令地所譲渡  
多能也三日内に證書を記入しお満ち名前替不  
成但何事の地所も地券の日附より一箇年内

譲渡不成就の事

右外國人居留場の内外必し住家又は商場の  
近邊に火災の患を有る程お接し日華人家或  
は小家を新しお建し得る。其右給く儀も  
其の事初よりそ妨害を及止む。或は妨害を  
防く者下條に定むる罰銀の法を以てコンシユル  
等許さず。且日華人居留場内へ遊興の場を  
開くも可からず。

第八 地面の制限並可身法則の事

稟葺の小屋竹或は板を以て作りたる家の類總て

燃易き家屋と右留場内へ取建へらるゝ又其境界  
 の中に人命並に所有物の為るゝ危く或は健康  
 の為に害ある職業に營むへらるゝ右留乃妨害を著  
 き時と二十四時毎に二十五ドルルの過料を差出さむ  
 火薬硝石硫黄或は多量の揮發酒精等總て人  
 命並所有物に危害ある禁制の品物は家地内に貯  
 へ置ぬかざるを犯す者と二十五ドルルの過料を  
 差出さむ  
 右留の職業を著る場所又と右  
 留の所を貯置場所は他の家藏より遠く隔て諸  
 危殆を防ぐを要す  
 右留所の儀と役人評議の上

海舟書屋

之を定むる也

公の道路に草積成致の後木圍又と材木を置る  
 或は庭柵門入口のより段又と門戸を張出  
 或は荷物を積累ぬ通好を妨る時と日本人又はコンシユル  
 方より取拂の儀を違さむ  
 其後之を違ふ時と二  
 十四時毎に十ドルルの過料を差出さむ  
 海道の  
 路に塵芥を積累ぬ或は火器を放發  
 或は不法  
 な騒ぎ或は之の通過して青馬政  
 或は煩擾の  
 事を著る諸人を妨害さむ  
 是を犯す者  
 は何れも十ドルルの過料を差出さむ  
 諸過料と其

コンシユル不在合時ハ日本の重役へ美由一重役より  
之を外國世話役へ譲すべし但此世話役は此規  
則中其九條の趣意に從て任す事あり

第九 燈明並番人の事

所々燈明掃除番人の儀は付規則を定むる事  
要用ありしをコンシユル等毎年の始に借地人を集會  
し若諸雜用の金を募るは法を議し一毎會借  
地人は其持地建物に隨て諸雜用の分割を定む  
且其節若外國人居留地に陸揚する荷物の高に隨  
て渡戸場税の分割をも取極むるべし且若分割取

主任拂身と外國人三人又は三人以上の世話役相立  
右集會して議定すべし方法は從て此法若改可  
中事故より未納の者あるはコンシユル裁断して  
世話役之を吟味するべし若其者を支配す事コン  
シユル官吏在港に對節は此世話役より他處のコンシ  
ユルを以て長年奉りて預出する所より若分割  
金を取立世話役へ可取渡す一前年分分割銀  
の勘定は此世話役より毎年集會は若借地人  
の面より出許諾を交す可中事  
コンシユル一同或は一人として集會可取儀要用

と思ふ事あり又借地人より預出する事あり  
 くら何財あるも集金する事一若くは支ふる事な  
 一尤其節は終る其事を考案する事十日  
 以前に集金致さし事柄を知りて可申候  
 右集金を預ふ書面を少くも借地人五人以  
 上連中一書を預ふ十分の條理を記載し  
 集金の節其事柄同意の者多き方に一決政  
 其時を定む借地人一同是に随ふ事一尤集  
 金の節は老長のコンシユルを會長と爲さし一若く  
 コンシユル不居合時は借地人出席の内より入れを以て

海舟書屋

會長を撰擧さし一集金の借地人若は既に會議  
 に出さし事柄のみあり其外土地一體の利益を関  
 する事を議定する事一右決議の題は會長より  
 コンシユルへ報告し一コンシユル一同の議議を請ふ事  
 右コンシユル一同の承諾する公然沙汰あるに非ず  
 右決議の題を決て遵守する事と爲さる事一

第十 遊興所を開き酒類高賣の事

居留場内にてコンシユルの許なく外國人共酒類を  
 賣り遊興所を開くる事一又日本人も同許  
 奉りより許なく右の業を営む事一且右許の

商賣を為さざるは騒擾を爲す事取敢て其旨を以て

第十一 犯法の事

コンシエルの内なる何時たり共犯法の者を是と見出  
後款又は外よりコンシエルへ着知る款又日本役  
人より着知るはコンシエルを犯人を呼出吟味の  
上直ふべきを戒む。コンシエルなる外白人法を犯  
し日本重役へ外コンシエルの内より中出規則を  
遵守せしむる者若し犯人を戒むる事

第十二 豫備箇條

以後右規則を改革改定儀有るは款又右の外

海舟書屋

規則相立儀有るは款又は事柄を以て疑者係  
すも其は前同扱事なりとコンシエル公平に談決可  
改且コンシエルより日本に在り其目代へ通達  
之を確たる事なり

第十三 附録

前八箇條九箇條十一箇條の内は奉外白人  
を差配する事あり是等と其所限りの儀  
より其は公法に關する儀あり其は其議  
おは其旨を以て付事なりは日本重役へ何のコン  
シエルよりは江戸ニストルへ同旨を以て六十日の間

三三二  
具令を以て以てよりお省きとて操中と名をて右箇  
條の内第ハ箇條第九箇條第十一箇條と之を  
除き其他は之を令守一右廢除の趣附録に右  
記一可中事一

右規則中コンシユルと稱する者は日本と條  
約を取結ひたる國の各等のコンシユル(正に  
其職務を掌する者)と云ふ

萬延元年申八月十五日

岡部駿河守花押

海舟書屋

地所貸渡券書

長崎奉行何國商人某長崎港に於て外國人居  
留の爲設け一場所の内より一區の地面を借受  
る事を右預め之の書面を何國コンシユルより差  
出。若し其り別は地面と長崎港内外國人居  
る場内と於て表向口何千何間裏口何千間何  
尺坪數何百何十坪何合則繪圖面中第何番と  
號一西方は何所東方は何所北方は何所南方  
は何所と境するなり右地面一箇年の地代百



坪より付墨西哥ドルラル何拾枚の割合を以て當  
何月より何月迄一箇年の借地料ドルラル何拾  
枚を納むと云う向後某或は相續人又は其引請  
人より後件の規定の基き年々の地代を拂ふ間  
は右地面を各故障貸渡す可置上を以て表す  
條約の基き外必し地所を借用する法左の如し  
別借地の如くと決しそ分外の事を望むる事  
らば且日本帝國中に居留する者免許を受  
外國人又は其地面或は建物を所持する者  
日本重役或はコンシユルより異存を唱へざる者

海舟書屋

譲渡する儀と差支なくと雖其他の者へは決  
して譲渡する者から日本人と外必し居留場  
の内必し地面或は建物を所持する者から日本  
重役并コンシユルより其官印を以て公認  
許すに非ねば其地面を他人へ譲渡する者から  
尤之を許すに許さるる日本重役はコンシユル  
の權に有る事

故に右券書の法則左の如し  
某又は其右續人或は引請人借用しある地面の  
利益を他人へ譲渡する時其趣を其國コンシ

三二四  
ユル中出コシユルより奉り不<sup>レ</sup>預立<sup>レ</sup>雙<sup>レ</sup>子<sup>レ</sup>納得  
の上帳面へその子細を書裁<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>海<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>送<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>  
へ<sup>レ</sup>又借用<sup>レ</sup>あり地面<sup>レ</sup>市<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>地<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>規<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>増<sup>レ</sup>加  
業十三條の趣を以て江府へ申<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>又<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>一  
條中地面<sup>レ</sup>賃<sup>レ</sup>借<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>願<sup>レ</sup>ふ者<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>コ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>ユ<sup>レ</sup>ル<sup>レ</sup>職<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>  
居<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>村<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>和<sup>レ</sup>親<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>結<sup>レ</sup>ぶ<sup>レ</sup>他<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>コ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>ユ<sup>レ</sup>ル<sup>レ</sup>職<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>取  
扱<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>八<sup>レ</sup>條<sup>レ</sup>九<sup>レ</sup>條<sup>レ</sup>十<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>條<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>條<sup>レ</sup>約<sup>レ</sup>編  
國<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>對<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>コ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>ユ<sup>レ</sup>ル<sup>レ</sup>職<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>居<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>節<sup>レ</sup>と  
長<sup>レ</sup>寄<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>諸<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>斷<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>條<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>條<sup>レ</sup>約<sup>レ</sup>  
海<sup>レ</sup>他<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>コ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>ユ<sup>レ</sup>ル<sup>レ</sup>職<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>勤<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>扱<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>

海舟書屋

事<sup>レ</sup>とは<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>お<sup>レ</sup>寄<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>計<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>關  
係<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>處<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>ひ<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>お<sup>レ</sup>寄<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>ニ<sup>レ</sup>ス<sup>レ</sup>ト<sup>レ</sup>ル<sup>レ</sup>  
談<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>編<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>趣<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>寫<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>海<sup>レ</sup>舟<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>館<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>

文久元年 辛酉 九月

岡部駿河守 花押

千八百六十年地所規則第二之附録

日本と條約を結ぶ國々のコシユル及び長崎奉  
行一同議諾の上地所規則第七箇條の内但何

此の地所も地券の日附より一箇年以内他人に譲渡不能なる事」と云ふ處を相廢し右七箇條と此處のみを削除其餘の都て取用儀を決定跡の事

於長壽千八百六十二年癸卯四月今二十九日(文久二年戊辰四月朔日)各自筆を以て記名調申す事あり

岡部駿河守 花押

外國人居留地規則書の内々条

海舟書屋

お除儀の中上書付

高橋美儀

當地外人居留地所規程書之取極の條を去る申年八月廿七日(明治七年)の内債地法又日附の一年以内他人に地面讓渡する事不許すとの處廢し舊借地人其の中各國コンシエルト同義の語より巨米利和留士の語中を去る自勘亦仕所知中より趣意余義を以て右々條を削除せしむるの由を存し其旨中より趣意を削除す附着の語中を去る依て書本原三郎臣田安房守中「諸子紙為取極

書写右添出帳中より以上

戊五月

地所規則附録

一 地所規則第七ヶ条之内併貸地謄文日附より  
其ヶ年内迄他人に地面譲る事、ふお叶との處  
を右廢し、其余七ヶ条中を都て有し、其取用  
が事

文久二年四月十七日

高橋美作書 花押

海舟書屋

地所規則横文字和解

千八百六十年地所規則第二の附録

一 地所規則第七ヶ条之内併貸地謄文日附より其  
ヶ年内に他人に地面譲る事、ふお叶との處  
を右廢し、其日附の條約の條にあるコシニユル  
共及長崎港の事外、其謄文より取極むる去右  
七ヶ条に付、廢るを取除き、余を都て取用を假し  
て、一同承諾政し、其事

於長崎千八百六十二年其四月今二十九日

文久二年戊辰月朔日各自筆を以て印章を調是

葡兒萄呀兒コンシユル

ゼーロウレイロ

額利太泥豆女王のコンシユル勤方

イフジマイゼユルク

佛朗西コンシユルエゼント

ゼーロウレイロ

合流國コンシユル

ジヨンジウラルス

和藁コンシユル格

イペメツトマン

海舟書屋

箱館方

外國方

若館表居留外人債権のたしめ埋立に在る地坪并に外居留地借地代とも同様に向義を以てして存するに依り及ばし

西八月

十月十日

市書面若館表外人債権のたしめ埋立に在る地坪并に内道敷に在る除金債権を分りし

百五拾七坪七合八勺之有之  
地代金之義  
百坪之付金之年金拾八  
積洋銀量  
目御合之取中其時及  
其換撥也

酉十月

神奈川幸村宛

外金幸村

神奈川表地代金差等  
為紙之通之由連之  
部右之向之取之付  
否早之由取調片換  
撥之  
之取以由之取依之  
別紙添及由是合也

戌十一月

海舟書屋

同月廿一日之取也

所書面之取義等  
以之由取紙之內由連  
之取之由紙以由之  
取部以候及由換撥也

戌十一月

神奈川幸村

一 横濱町借地代

表

之取之場所

之取之坪之付一ヶ月

銀之取之九下

百坪之付

同壹年  
銀百九拾目以全三朱部朱派部五下

裏

銀部部百八拾目以全三拾八

壹坪二付壹年

銀九十五厘

百坪二付壹年

銀九拾五厘以全三朱部分三朱下

銀三朱部五厘

同壹年

海舟書屋

銀三朱部百四拾九厘以全拾九

表

二之場所

壹坪二付一月

銀三朱部六下

百坪二付一月

銀百六拾九厘以全三朱部分三朱部五下

同壹年

銀三朱部九百拾九厘以全三拾九

裏

百坪 二月一ヶ月

銀八十

百坪 二月一ヶ月

銀八拾五兩以金五兩五分朱派五兩五分

同 二月一ヶ月

銀九百六拾五兩以金拾五兩

三ヶ場所

表

百坪 二月一ヶ月

銀五兩三下

百坪 二月一ヶ月

銀百三拾五兩以金五兩五分朱派五兩五分

同 二月一ヶ月

銀五兩五下拾五兩以金五兩五分

裏

百坪 二月一ヶ月

銀六下五厘

百坪 二月一ヶ月

銀六拾五兩以金五兩五分朱派五兩五分

同 二月一ヶ月



銀七百八拾兩 以金拾三兩

四之場所

表

寺坪 三付一ヶ月

銀五兩

百坪 三付一ヶ月

銀百兩 以金五兩 以朱派銀五兩

同寺坪 三付一ヶ月

銀五貫 或百兩 以金拾五兩

裏

寺坪 三付一ヶ月

銀五兩

百坪 三付一ヶ月

銀五拾兩 以金三分 以朱派銀五兩

同寺坪 三付一ヶ月

銀六百兩 以金拾五兩

右之移住町人 以寺坪三付一ヶ月

右之場所 表裏地代平均

寺坪 三付一ヶ月

銀五兩。八厘七毫五絲

百坪に付きし月

銀百〇八兩七下五厘以金壹兩三分

同き十年

銀壹貫三百〇五兩以金貳拾壹兩三分

右左居留之外出入共取立分

神奈川奉行元

外國奉行

嘗八月中掛合申す外出入新舊居留地同扱  
沼地忌地とも百坪に付き十年金貳拾壹兩三分  
割合を以て取立取集積居換扱有之右左跡地

海舟書屋

治定右成り或は移住家店より商人に持借  
地代をも兼て一歳毎に扱とも取調り  
申す或有之採除原路戻及片同合有

十一月

同月廿七日迄

片書而之類改業有外出入に貸渡在申  
有沼地留地に代り或は申す割合を以新舊  
居留地同扱一取立積り居留に治定  
以て一儀申す且移住家店に商人  
持借地代り兼て一取立積り以片同合

之書面より流るるを割合出付に及ばば授  
其書面より流るるを割合出付に及ばば授  
おろしに

成十一月

神奈川

長崎

外

長崎

長崎表外出入居留地代百坪に付て月何程  
其部儀知以て申上座大に場取より差別可有  
之存多買巨細亦取調早に申換授に申上座に

海舟書屋

浪及内問合

十一月十二日

内書面長崎表居留地に代りて最上者に年  
百坪に付銀錢三拾七枚申上座同部拾八枚  
下等同拾五枚に有るに申上座同部拾八枚

成十一月

菊池

十一月十四日

内書面外出入居留地に代りて最上者に年  
之地所を流定ふ政理に地代賃渡場西地代

昔も去酉年此處合符及此換授を通り  
有るは此後及此答候

十一月

村垣淡路守

安政七申年正月調神奈川の横濱に居住せる  
英人都合四十四人より家族を携へたるもあり又  
英人等もありその内阿蘭十人英中八人亞墨利  
加十五人佛蘭西五人あり

一 申正月廿日如奈川表外國人居留地編譯の

海舟書屋

水もつきのり子安村まをわきく五町計の海岸  
片類を去未年中約定ありし横濱の方面  
て各國商人の住地別譯を以ん事とコンシエル共  
より中三蘭亞西國のコンシエルと館舎とも同  
所より取立居言中五ともよりそよとも也まも  
や〜候候より同サ百何と題可也計言申務大  
捕より達あり

此如奈川表英人居留地之事ハ井上岩瀬が  
と一昨年申ハルリスと条約を結ひ一候彼  
よりと横濱神奈川と別分ケ哉々所々申立

うりしは 横濱を以て開港場の事は定めて  
 むすむ所として不都合ありしは 是れ計  
 ひたる事あり然るも 嘉永の各邑人居留あり  
 ば 旅行の事 止宿の事 混雜し 諸國の人民通  
 行繁く 公家の通行も石以上は 交代旅行  
 ありといふ所の差支を可申義難計ありは 横濱  
 の方は 居留せしめんとして 去春に幕府の廟堂  
 より 命をうきハリスと再三論じ及とい  
 へども 条約の如き川の町を開とめしむる  
 條を定めて 横濱を以て 烟草の輸入せしむる

海舟書屋

以て 横濱を以て 書出ししを以て 是れ  
 きたりし今も 是れを以て 往來の地と  
 するに 高麗の交易の便ありは 横濱を以て  
 ありし果に 激怒し 義烈を以て 是れを以て  
 横濱も 是れを以て 加奈川一湾中の地と  
 して 居留を許し 家屋を建し 是れを以て 則ち  
 条約の事 是れを以て 且 此方高麗も 横濱の  
 方と 岸泊し 陸地を以て 便ありし故に  
 居留地を好む事を 説諭 是れを以て  
 頑固に 是れを以て 張り 思は 違約あり  
 唱へ 本國に 達し 是れを以て 起さん  
 ありし 中 幕府

と云ふを以て一湾中の地ありて運約の事あり  
 きを以て主として種々無論ありて遂に屈強を以  
 開港の日迄先を修めんとせんとして後八年  
 端をも交りて下回に歸りて本國之便航を  
 待て長崎より清船へ移り五月の初下回に  
 歸りて英のコンシユラルを以て先  
 の英船を以て開港期に備へ必川不入帆き一先  
 移りて下回に於て川に住きしむるコンシユルの居不  
 并商人の借家ありて設あるや或向ひて其地  
 二月よりハリスも六月二日後に歸りて

海舟書屋

横濱への上陸も甚く是を福寺を旅館とて  
 上陸し四月より横濱を以て遊覧し其地あり  
 方より吾地を以て遊覧し其地あり  
 シユル渡来し其地を以て俱に其地あり  
 するより廟堂を再議ありて此を以て子安に  
 迎へて別渡し其地あり其地あり  
 中下回に歸り清船へ移りて日夜を以て  
 烟を以て山を以て商人を以て居住し  
 ぬは後を以て初め其地の定を以て波戸  
 を築き其地を以て建設し其地あり

華三月の末より起り六月二日までこの間おまいた  
 事平は既述するその功勞ありひやうぬへ  
 これ宿款の方よしてい米後の如き障りあるの  
 ことありて進々各國より居留一蔓延及ぶ  
 州々夷人も雜居となり街道をも移まの外を  
 くそ累取締りもまかざる故に因港前も宿  
 款よりも盛んよあしてハルリスを初外國商人  
 等もして所而も思を留めしとんと上下こそ  
 りて心をも合を取設くもあり然るにハル  
 リスと一處も此地よ來るに他の有吏迄をも

海舟書屋

語らひて前事をとて張きしり業の有吏も初  
 より此地の形勢便利を見そ宿款を好ま  
 英も左のそ宿の方こそ要とされとも皆ハル  
 スのいさあひよりして雷同をあり然るに外  
 國商人もさき人も宿款の方を好む者あり  
 取定めたる地の家を建てる事い更よこもか  
 既に彼地の有吏昔百字弁説きし由あり  
 有吏もさきよりそ國の商人よ益ありん事を  
 計らんう者メ居留し事よそ給分の既よ高  
 賈よりありあるに不弁ある宿款の地を約

一、地勢偏へくる横濱を吾むい更よき職よ  
 慮をさねい本國よ達一、有英を引替へ一、あ  
 中暮りくる由よ、遂よハルリス金川のコミュニ  
 ル館よ、取り去十二月中商人およ、説好き一、由  
 あきとも更よ、きりふそのあきて、一、取り  
 居り一、終よ本文の如く申出たり去春よ、本  
 時事よ、預きくる輩の心裏をいふ、およ、い、永久  
 の都合い、計あ、きり、や地利人初を、は、財  
 一、外言の凶暴とい、は、も、勝事能、い、先賢の  
 格よ、お、い、あ、い、き、一、ハルリスの奸邪、奈、ま、一、

海舟書屋

条約を定むるに、互、權利加、減、初、一、一、を、事、を、計  
 る、か、く、の、如、き、人、あり、今、よ、取り、よ、下、其、事、は、困、苦  
 一、一、は、杞、憂、き、る、む、魚、あ、る、か、な

去春、堀、織、部、正、村、垣、淡、路、等、も、も、に、金、川、の、款  
 亭、よ、ハ、ル、リ、ス、と、横、濱、地、の、事、を、論、き、一、財、再  
 一、復、論、彼、を、横、濱、を、金、川、の、地、は、非、ま、と、云、我  
 一、一、湾、の、地、と、説、既、よ、初、め、ハ、ル、リ、が、横、濱、よ、て  
 一、定、め、くる、条、約、を、ハ、ル、リ、ス、の、定、め、一、条、約、よ、ら  
 一、神、奈、川、条、約、を、揚、を、置、た、る、を、横、濱、も、金、川  
 一、の、地、よ、事、我、等、を、待、さ、る、よ、ち、お、年、を、一、よ、至



りて彼レ多ク持居ル者 条約書を机よ下打  
つ事又も腹痛くも毛衣を取てあうか打  
かけ或も出るま去らん 靴を脱いで腹  
かきまらぬ床に置て 劍を取りていりぬ  
く帯にさしおと実る暴戻自恣詞に述かく  
筆ふも記しかく 水野痴雲筆記

案ハルリスウ此論素より 神奈川を穿くと云の  
條約あぬ強ち牽強の説といふは  
其議論已り意の叶はぬも矯飾せぬ怒  
氣息ちその面を現くも 外國人の常よりそ

直情徑行却て嘉まきりのあり然るも之を  
目して其邪と稱し 又暴戻自恣といふ如き  
之持年の論と云へば蓋し 我もまて一歩  
も其都府より遠くを欲し 彼を一歩も  
そ迫きを欲し かも神奈川と東海道の往來  
も之種に故障あるの内情を彼ら知ふ不  
可なり 早竟彼我の所見を殊くし  
鑿柄を生し 各其國の者もさるに己むを好ま  
るの事と云へば 然れ共此記事よく當時の實  
況を書き著し 頗る其顛末を窺ふべし 因て

世見

横濱外國人居留地を廣めん爲の存案等々他  
 是の關する公使の事件を下名の各國公使等  
 及禁烟日向の白石下總を談判し八月八日(西  
 洋)九月八日(九月廿四日(西洋)九月廿四日)及  
 十月九日(西洋)十一月八日(十月廿四日)の面晤を  
 從ひ双方同意を取極し如く右改革を廣めん及  
 其工業の基本及約定を著明に記せん事を約諾し

此書の日本全權及各國公使多記し此約定の  
 見より五箇の内は江戸大君殿下政府より承諾  
 ありし

故に下條を互に約定す

第一

周圍日本里程十八所(英法一里)より既に方位  
 を示し置し掘削の向ふ地所を各國人の調  
 練場且當地を右の外の島嶼島の着水免  
 へ右地を以て今迄地あり故に本政府の失  
 其より埋立らるし且此地所は双方の調練場

あつた故に地租の拂ふ事なくしては競馬の爲  
に設くる外面周囲の地の地租は退て取極め拂ふ

葉二

條約を結ひ一総ての國々の海陸軍病者に外  
癩病人の爲ある假の舎屋并を坊に既に不  
し進ける故にコンシユル等今屋建造の入費を償  
ふ事をも引取りある右コンシユル等の地は  
日本政府より病者如きは必要ある舎屋二三個  
を造り進めよく増加せん事を了解せり

葉三

その他外國人の墓地に極められたる地を既に是  
爲に許されたる地と極し既に取極たる境  
の内をコンシユル一回よりやまある其を廣めん事  
を許せん

葉四

外國人のみあるに恐らく日本人の爲も健康を  
破るべき害を遊んとして屠牛舎を造管せん  
う爲海岸より於て一個の場を設けしむる  
て其を造り進ける國面の通する緊要の舎屋を  
造り進める事なく日本政府より其を造ら

を今約定せり且コンシエルの許せる所有者の外は  
根より入る事を禁む〜 且右倉庫落成せし  
建造の入費は一割の租を年々拂ふ〜 但  
建造の失費は銀一萬元より聊の増減あり〜  
尤奥の倉庫はコンシエル等と取極む〜

第五

日本政府の失費を以て掘削の内多しある沼地を  
残るに埋立〜 右落成するは其中央にある  
港崎町は居る地の遠り端あり地は移る〜 又  
此工落成以前より地は火災起り倉庫焼失する事

海舟書屋

あつは當今の地は家屋を再び建造せざる事を  
約〜 有り

右沼地埋立落成の後はその流〜 圖中第一  
の如く赤線を以て示す税関とコンシエル領地との  
間の在る街路を一直線あり 太田町と大石  
川と号する掘削との間ふあつる廢地を日本政府  
より備へ〜 是れ各國コンシエル同意の上なり  
おは退て貸り渡さんう有あり右地所を貸り渡す  
時取立る金は土地の元金より加ふ〜 此元金は  
街路深渠の建築道掃除等に用〜 右地

租と他の外國居留地同様拂ふ

第六

國中第二と記せし一般條約を結ぶに各埠口  
コンシユル館及び住居の爲に取拂ひ且免されたる  
場所は其家屋を全く取拂ふに此地區別分  
配の事より日本官吏と談話する事なく是迄  
コンシユル館取極めなく互に右地所を配分せん  
爲に濟きしに其租は他の居留地の如く各埠  
の借主より拂ふ

第七

税関の波打場より海岸に沿ふて近來辨天の  
て佛蘭西へ貸与するに地不遠且海岸より  
大通りとの地所は残るに(國中第三の如く)外  
國人の爲に用意し適宜とする地所を遊し外  
人并に日本人を引入れしに濟す

右の法を始むる時は日本政府は外白人居留地  
の石垣を運上りより辨天佛の東西の地不遠且  
めきしに後八月八日(西洋第三九月八日)九月廿四  
日(西洋第三十月廿四日)對話の落既し取極め且  
前より記録し基き右作事の失費を付て貸渡

其の半高即海岸を通りたる居る地を借るる  
為拂ふべき價の半高を神奈川鎮守(當時の  
日本借主)後地への入費を拂ひ(後)右作事の真  
の積り言及ひ約定より後の諸雜費を償ひたる  
迄拂ふ。右地租は他の右地同様は拂ふ。

葉八

條約を結ぶる各公の公使等當時は江戸を以ての  
事を再起する事能は依て核議は於て一  
二の假官舎を營むるに用意する事肝要ある  
一且右の見込めて佛蘭西及び和蘭の出地を以て公

使等既に辨天の於て一箇の地を得たり(寧ろコ  
シエル同様)故に右の外辨天の海岸より岡上其  
と記せる常漏生地所より西の方の角迄の地所大  
不列顛及び合衆國當時を留全權公使等の為  
に備へたる事を取極めたり其地所の坪数は  
以後日本政府と赤國の公使と取極へ地所直  
に入用ありき時は右公使等と談議知せされ  
は其地を在來の外他の事を用ひさる。

葉九

各國公使等集會所の著る岡上其五と記せる英

因コニサードヲフセシールン(士官)當時居住せる地所  
ヲ知らざればそ近傍の地一箇不を既ニ約され  
る上は是を速ニ有キ事ト又右會社の支配  
の者ナリ其家の價或ハ其持主轉移の料を拂ハ  
且彼等引渡シ地租を他の諸外國人等と同様  
拂フ事トは既ニ了解セリ

葉十

日本人食物を高く爲す都令々々市場を改修事  
肝要なれば今そ爲す用ひある國中其六と記せる  
空地を廣ク且平坦ナリ食物類を高く爲

海舟書屋

且一方は屋根を附け小店數個を建造ス  
事と定めたり

葉十一

當今掛念の場合も有々々付日本政府より外國  
人の東海道出行を可成り省くん爲す日本政府  
て長四五マイル中二千フットは減せざる善き街道  
を外人運動の爲す根岸村を通り円轉し既  
ニ出スル國面の通り建築方頭取マヨールレ  
一の差圖として既ニ取掛りし工作も從て營み  
並右街道も日本政府の費用として賄ふ

是迄多くの地租を外人より拂へり故に此地  
 の日本官吏の引渡あり一道路津幕の儀も付  
 此後の封鎖を省うん若以後は外國地借人自  
 ら改作事をなましく且之よりして起る雜費  
 を補はん為諸外國人の拂へるに從ての地租の  
 内之割は之為し元金として年々差引へし  
 右證據として下名の日本の全權及び外國公使は  
 約定し元治元年子十一月廿一日(西洋千八百六十  
 四年十一月十九日)各國分五通とも手記し且

海舟書屋

調印せり

紫田日向守花押

白石下總守花押

英國特命全權公使

アールコック 手記

佛蘭西全權公使

ロセス 手記

米國辨理公使

ブレイン 手記

和蘭總領事兼公使

ホルスブルーク 手記

慶應二寅年十一月廿三日

約書



火災を防ぐん為改正を重ねたる目論見に従ひ  
 横濱居留地中真を改造せん事緊要に―且  
 千八百六十四年第十二月十九日の約書の内を茲に  
 加へ再議せんと欲し且居留地安全の爲他の約  
 束を考さんと日本政府して其全権を以て其期  
 定事外山栗上野外外國事外築田日向神  
 奈川幸初水野若狭等に命し協議の上下名の  
 外國目代若左の約定十二箇條を以極たり

第一箇條

競馬場操練場及遊歩場の爲大厩川の傍方に

在る沼地を埋立んとする事―に關する右約書中  
 第一箇條に掲ぐる事極く此處全く廢止せり  
 且是れ舊根岸の灣を見下る原野に於て今  
 既小落城を以て競馬場を用ひ且舊來港崎町  
 の地一所を外國並日本彼我の用ふる爲き公け  
 の遊園となし―是を擴め平坦なる―樹木を植  
 付る事を日本政府の契約せり但右港崎町  
 を大岡川の南岸方に引移さし―日本政府右遊  
 園の租を以て之を以て―雖も右地所を安全に保ち  
 且取締の出費を拂ふる爲き法を神奈川事外及

外國コンシユル等とて設く

其二箇條

運出所波戸場と辨天の間とて日本居留地と  
通りの後方とてなる海岸の地を公けの入れとて  
日本人と共に糶り上げ買入る事と右約書其  
七箇條中外國人に許すを下名の外國目代  
等廢止と且是に替へたの道を築造する事を  
日本政府とて約諾せり

其一に廣さ六十フートの道を現今の海岸の道西  
際より佛蘭西公使館前を通り廣き街路の際

海舟書屋

まて通まて一其二に右街路不續き同く廣さ及  
平坦の道とて吉田橋をて直線と通まてとて其三  
少廣さ六十フートの道を右橋より大岡川北岸土  
手に沿ひて西の橋迄通まて一日本政府とて  
右道を以て約定の日より十四箇月の内に成功し且  
之を著しく修繕する事を約諾せり

其三箇條

外國人及日本人の居留地内を横断す一且延  
焼を防かん為廣さ百二十フートの街道とて海岸よ  
り右ふきふ公けの遊園を居留地の中央を通り橋

うへ右場所の中央よりある低き所を其前後の  
 在り地不と等しく平坦な地とし且此是地と  
 きし後右全地を水吐の爲大岡川の旁に漸く低  
 く爲し而して別紙繪図面(一)號の後の八區小  
 片すしきも契約せり中央街道の東方に在り  
 コンシエル所地所及新三區は以下に掲ぐ事仕方小  
 り外白人所有の爲存置し運上り地不及右  
 街道の西方に在り新三區と日本人所有の爲存  
 置し雖も日本政府より適宜とせし仕方もて  
 如何振ふも勝もつるし此箇條に掲ぐ事

埋立及地を平坦にせしは此約定の日より七箇  
 月の内小落成せしむ

第四箇條

中央街道の東方に出米せし新三區の地所と  
 外國人等の爲に入用ししコンシエル等の是と  
 ち等公けの建物を造る事爲不存置し  
 公けの建物と云ふ町會所公會所飛脚所及市中取締  
 役所龍吐水置場等あり但百坪に付二十七ドルラ  
 九十七セントの通例の地租を年々日本政府へ拂ふ  
 爲し別紙繪圖面(一)號の通り市街中央を横切

地を高く一道路を平坦し且ま下水  
を管に日本政府より起る入費を考へ日本政  
府中央街道の東方にまを築の地所二區を公け  
の入れしそ外白人の借債を爲しと取極たり共  
事を外國人に普告する爲外國コンシユル等に  
報告すし

第五箇條

別紙圖面(一)號に載し中央の街路右道路を  
並ひたる本街路及そ外敷多の横街共日本政府  
より好く造り下水を通し能く道普請を爲す

海舟書屋

但右下水の大ヤ其方位は各國コンシユルと神  
奈川奉行と雙方談判の上取極むし

廣さ二十フートの歩行街を中央街兩側に築き  
そ外例に樹木を植むし餘り中央街並に  
新兩街路へも廣さ十フートの歩行街を築くし

第六箇條

別紙圖面(一)號の内記し地所を造るし  
大なる建物を外國人の所有ありとも日本人の所  
を造るし之を堅固に造るしそ屋根を  
瓦を置き壁を磚石又厚き石灰にて造るし

「外人たりとも日本人たりとも右ふふ約束  
を違背する者地所の持主日本政府より告示を  
後其を改正するを怠付時其地所の地券を取上る  
而して設けざる規則を基き取扱ふ為其地所は  
日本政府より返さるべし」

第七箇條

大岡川の北方に在る沼地を埋立る事に關する右  
約書中第五條を唯僅の果を以て以て廢棄契約  
とすべし日本政府より七箇月の内其居留地中  
日本人部分の後に在る沼地の埋立を成功し且是

海舟書屋

地下水を造る為の充かあること用意せざるべし

第八箇條

別紙繪圖面(一)號に掲ぐる地所の一區を右約書  
第十箇條に記載する市場を為す且茲の約  
諾せる小屋を日本政府より建造し其を日本政  
府相當の租税として償還す且右約書第三箇條  
に記載する各國民墳墓地所を廣むるの境界を  
改約書に添ゆる繪圖面(二)號より今取極たり

第九箇條

大岡川を其東方の入口淺くせりたるを以て日本政府

府是を浚ふる。居留地周囲の全流は干潮の時  
四フットより減きき深さにあらず。

第十箇條

居留地の東方に在る山多地所は一箇年百坪より  
十二ドルの地租を拂ひ日本政府より外國人此  
約定の日より三箇月の後貸渡す。日本政府  
も右地面を公けの入れに貸渡す。如此して得る  
金の金を右場所の模倣替に用ふ。

此約書に添ゆる繪面(は)號の掲る山多の地所  
も百坪より六ドルの廉ある地稅より公けの遊園

その外に人民の爲に存し置る。右も此約定の  
日より三箇月の内に外國コンシユル昔の事を經て右  
の割合めて願出る。今其地一所ある樹木を其  
間を修る存し置る。且右地所を右の事を用  
ふる時、其地所と俱小く樹木を其餘の修るな  
らざる。其事を日本政府にて契約する。

第一箇條の裁を競馬場不用する地所を公け  
繪面(は)號に判然とす。且其地租は一箇年百  
坪より十ドルにして年々増減す。右も日本政府  
の出費より造築せしむ。其も其修復は常々外

國人の引受たる者

第十一箇條

以約書第六箇條第七箇條及第十一箇條不載の  
部分の建物墓所及び遊園並競馬場の者  
爲し置たる地所も外債目代書及び是と爲しき  
證書も外國人民用の爲各該國コンシエルの任に  
外國コンシエル等右地所を以約書に記したる事  
り他事不用し事しき振ふ者も且コンシ  
エル等取極し地租を日本政府に拂ふ振ふ扱ひ  
以約書に載る事に入用たる建物の外は他

の建物を造らざる事を禁ず

右の約束に違背し又は神皇正統記より外國  
コンシエル等に談き事ありても外國コンシエル  
の旁々右違背を改正する事を怠る時日本  
本政府外債目代書と同意の上にて右違背を  
爲したる所の地所を再び日本政府の所有と爲し  
コンシエル所の地所もコンシエル住所及び役所より他  
事に用ひたりは其地所の區分の地券を日本政府  
より右の振合にて全く廢物と爲し是も右  
約書第六箇條中に日本政府より全く其爲る已

に與ふ一地所たるも也

第十二箇條

現今外國居留地の境内に在る地面残るも充塞一他の地面を外國居留人として實に要するは外は目代等考へるは日本政府にて掘割を山手との間の地をふ跡別紙絵圖面を號に載き如く新道の入口迄外國人用の為許し向後取極むる約束は掘割の入口本村の旁に在る居留地を擴むる用意をなすべし但右地所は此約書乃日より四箇年前には願出るべし其

期に至り當時の場所を明瞭に日本人若轉移し付起る失費或は損毛の爲外國人より相當の償を受ねるべし但外國人の便利の爲右日本人若の轉移を要する故あり然れども寺社は其存に存し置るべし

右證據として下名の外國目代等及び前載する日本全權改約書に江戸より千八百六十六年七月廿九日其名を予記調中し且茲小添中子(いろは)及(に)野と別々に記す繪圖面四枚にも下名の者共の手記にて所を考へせり



小栗上野人

慶應二寅年十月廿三日

柴田日向守

水野若狹守

閑園起原卷三十二

